

衆甲第一七號

案起

昭和二十三年三月十二日

決定

昭和二十三年

月

日

施行

昭和二十三年

年

月

日

昭和二十三年三月十五日

内閣官房長官

建設院總裁

厚生次官

運輸次官

宛

衆議院不當財産取引調査特別委員会委員長より

別紙のとおり記録提出の要求を所したる左記事項
につき至急調整の上五十部内閣官房宛送付せら
れた。

記

一 終戦時軍より連合軍へ返還した物資のリスト
五十部（厚、運へ）

一 連合軍より日本政府へ引渡した物資のリスト
五十部（建設院へ）

終戦時軍より連合軍へ返還した物資のリスト並びに連合軍より
日本政府へ引渡した物資のリストを至急提出方要求する。

昭和二十三年三月九日

不當財産取引調査特別委員会

委員長 加藤 勘十

内閣官房長官 西尾末廣殿



衆甲第一七

號
の属

案 起

昭和三十三年四月三十日

決 定

昭和 年 月 日 施 行
昭和 年 月 日

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣事務官

昭和三十三年四月二十七日

内閣官房長官

不当財産取引調査特別委員会

委員長 宛

去月九日附を以て提出要求があった記録のうち出
來のものを左記のとおり送付する。